

# 大洲市立大洲東中学校 来校者モニターカメラ管理規程

## 1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、大洲市立大洲東中学校に設置する来校者モニターカメラ（以下、モニターカメラ）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

## 2 設置目的

モニターカメラは、来校者や登校生徒の早期認知と早期対応、生徒間のトラブルの抑止、不審者の早期発見・早期対応等により、安全で安心して生活できる学校づくりのために設置する。

## 3 設置者及び管理責任者

- (1) 設置者 大洲市教育委員会
- (2) 管理責任者 大洲市立大洲東中学校長

## 4 設置場所及び設置台数

- (1) モニターカメラ 3台
  - ①生徒玄関付近、②給食搬入口付近、③生徒昇降口付近（別図のとおり）
- (2) モニター一体型録画装置、外部モニター一式 ④職員室（別図のとおり）
- (3) 必要に応じて装置の増減設や移設、及び定期的な保守点検を行うこととする。

## 5 設置表示及び管理方法

- (1) モニターカメラ設置場所の見やすい位置に、「モニターカメラ作動中」と記載したプレートを設置する。
- (2) 設置者及び管理責任者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。また、設置者及び管理責任者が必要であると判断する場合には、モニターカメラ、モニターの操作及び画像の取扱いを行う担当者を指定することができる。

## 6 画像データの保管と廃棄

- (1) 画像は、撮影時のまま保存し、加工はしない。
- (2) モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠のできる職員室に保管する。
- (3) 撮影された画像の保存期間は、記録時間と回数、記憶媒体の容量により変化する。現在はモーションセンサーによる録画であり、記憶媒体（256MB）がいっぱいになるまで保存され、容量の上限に達すると、古い画像から順次上書き保存されていく設定である。
- (4) 保存期間を経過した映像等は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するもの

とする。また、記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人のもとで完全に消去されたことを確認のうえで、破碎等を確実に行うこと。

## 7 画像の利用制限

- (1) 画像の利用は、来校者と登校生徒の確認、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- (2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。
  - ア 法令に基づく請求があった場合
  - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）
  - ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合
  - エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- (3) 上記により映像等の提供を行う場合は、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等を記録するものとする。

## 8 苦情等の処理

管理責任者は、モニターカメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

（附則） この規程は、令和7年5月1日から施行する

別図

